



7月は差別をなくす強調月間!

差別をなくす町民集会

日時

7月11日(土)

開会…午後1時
受付…午後0時30分

場所

弥生の里ホール (青垣生涯学習センター内)

※町で活動している福祉事業所による模擬店・物産展を出店しています。

内容

第1部 田原本中学校・北中学校吹奏楽部による演奏

第2部 講演 パイロン



パイロン

楽器を一切使わず声だけですべての音を奏でるポップス系アカペラグループ。

ドラム、ベース、ギター、ときにはトランペットや三線まで、バックバンドがいるかのような迫力あるサウンドを作り出す。

県へ出展する人権啓発ポスター・標語を紹介します

「差別をなくす強調月間」の取り組みの一環で、県と町では、人権について考えるきっかけにしておうと「人権啓発ポスター・標語」を募集しました。

応募があったポスター249点、標語641点の中から、ポスター5点、標語12点を県へ出展しましたので、作品を紹介します。

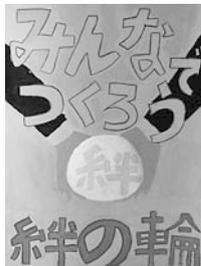
なお、すべての応募作品(ポスター)は「差別をなくす町民集会」の会場に掲示します。



▲平野小学校4年生



▲平野小学校4年生



▲南小学校6年生



▲田原本小学校5年生



◀田原本中学校2年生

- あいさつは笑顔をつくる宝物
田原本中学校1年生
- 一人じゃない仲間がいるから大丈夫
田原本中学校1年生
- 言う前に考えてみようその言葉
田原本中学校1年生
- 過ちを認めて正すその勇氣
田原本中学校2年生
- 「ありがとう」絆を深めるあい言葉
田原本中学校2年生
- 見ないフリ そんなあなたもいじめてる
田原本中学校2年生
- あいさつでみんなのハートをつなごうよ
田原本中学校3年生
- つらいときとなりにいるよ 負けないで
田原本中学校3年生
- どうしたのその一言が 希望の光
田原本中学校3年生
- わすれないでよりそう心と 思いやり
北中学校2年生
- 頑張ってみんながいるよ 大丈夫
北中学校2年生
- 「大丈夫？」人を助ける そのコトバ
北中学校2年生

問 総務課自治人権推進係 ☎ 34・2059

保険料が均等になるように

8月の介護保険料特別徴収の 仮徴収額を均等化します

介護保険料の支払方法が特別徴収（年金天引き）の人は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収として納付していますが、収入の変動や介護保険料の改正があると、仮徴収と本徴収の納付額にばらつきが出てしまいます。

そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更します。

特別徴収とは

年金受給額が年額18万円以上の人を対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

仮徴収、本徴収とは

◆仮徴収（4月・6月・8月）

保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の3回は、前年度の2月と同額を仮に納付することになります。

◆本徴収（10月・12月・翌年2月）

前年の所得などに応じて決定した年間の保険料から、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの保険料を3

回で納付します。
均等化とは

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月の本徴収額と同額となりますが、平成27年度は介護保険料の改正が行われ、現在、すでに前半と後半の保険料に差がある人も多いため、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう8月の徴収額を変更し、特別徴収の介護保険料の均等化を図ります。

※均等化することで、介護保険料の年額が変わるものではありません。
※詳細な保険料と納付方法は、7月中旬に個別通知します。



均等化の参考例

所得段階が第5段階（基準額）の人

（世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超の人）

平成26年度

年額 53,400円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成27年2月
8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円

平成27年度

- 均等化しない場合
- 年額 65,400円

前年度2月と同額

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
8,900円	8,900円	8,900円	12,900円	12,900円	12,900円

- 本徴収は、7月に確定した1年間の保険料から仮徴収した保険料を差し引いた金額の3分の1ずつ天引き。

- 均等化した場合

年額 65,400円

変更

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
8,900円	8,900円	11,900円	11,900円	11,900円	11,900円

- 4月・6月徴収分は前年度2月と同額。

- 前年所得で保険料の年額を算出。4月・6月で納付した分を差し引き、残額を4回で納付。
 $65,400円 - (8,900円 \times 2) = 47,600円$
 $47,600円 \div 4 = 11,900円$
 100円未満の端数が出る場合は10月にまとめて徴収。